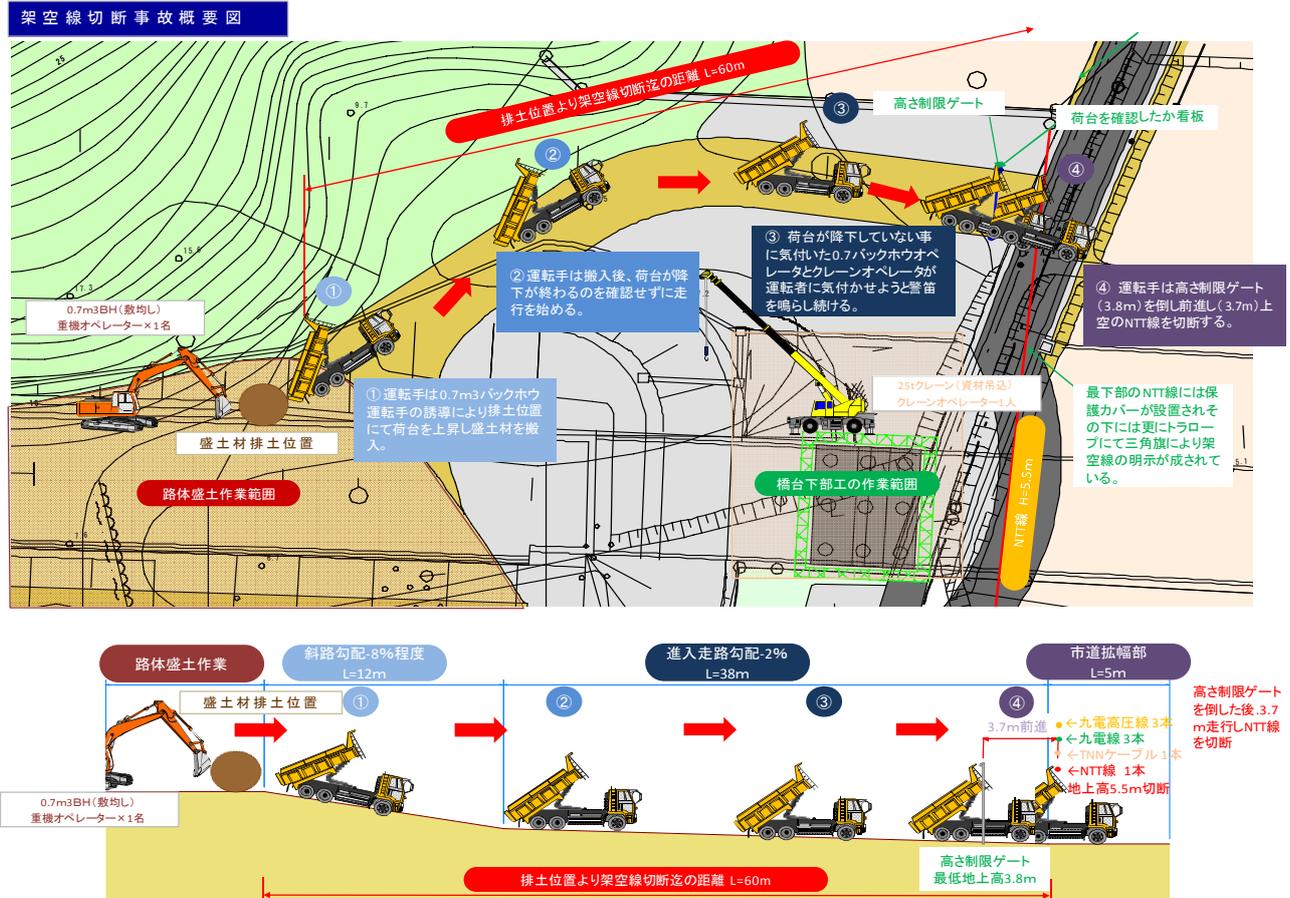


事故種類	一般事故	発生日時	平成21年12月 9日 11時10分
事故区分	公衆災害	年齢性別	- 職種 -
被災程度(全治)	NTT電話線切断 民家4軒・ポンプ場1棟(2時間電話不通), 民家2軒(6時間30分電話不通)		
事故概要	盛土材の運搬作業中に、荷降ろし後に荷台を上げた状態でダンプトラックが60m程度走行し、工事車両出入り口に設置された高さ制限(3.8m)柵に接触し、さらに市道側に位置する地上高さ5.5mのNTT電話線を切断した。これにより、民家6軒とポンプ場1棟の電話が不通となった。17時35分に全て復旧した。		
事故原因等	① 排土位置にて土砂荷降ろし後、考え事をしていたダンプ運転手は荷台降下させるレバーを下げ忘れただけで、荷台降下を確認せずに荷台を上昇させたまま走行した。 ② 荷台降下後の発進について、作業手順書(ダンプ運搬作業)に記載はあるが指導不足があり、施工計画書にはダンプアップでの走行禁止対策についての記載が無く、ダンプ運転手への指導が不足していた。 ③ ダンプ走行時の運搬距離は片道0.9kmと短く、1日の往復回数が約40回の為、作業のマンネリ化が予想されたが、KY以外ではダンプ運転手への対策及び指導徹底がされていなかった。 ④ 双方の元請けに「ゲートがあれば大丈夫」という固定観念があり、ゲートの設置位置については、検討していない。 ⑤ 出入口より市道へ出る際に一時停止の看板が無く、荷降ろし地点から出入口までの間に荷台降下確認の看板が一枚しか無く注意を喚起させる為の安全標識の設置について搬出側と受入側の協議が不十分であった。		
改善策等	① 毎日の朝礼時、現場代理人はダンプ運転者全員に対し、ダンプ作業手順書を使用して、荷降ろし後は荷台完全降下を確認後 走行開始するよう教育を行う。 ② ダンプ作業における架空線切断防止について、作業手順書及び施工計画書の改善を行う。監理技術者はこれらの資料を用いて毎朝の危険予知活動時にダンプ運転者、誘導員に教育を行い実施を徹底させる。 ③ 「荷台降下後発進」を明記した啓発プレートを手柄に貼付け、荷台降下後発進をダンプ運転者へ常時確認させ自意識向上させる。工事車両出入口には「荷台降下確認」の大型看板を設置し、退場する際のダンプ運転者に荷台の降下確認を再度促す。また、荷台上昇時の警報ブザーに加えて警告灯(点滅型)の取付けを行い、荷台上昇中である事をダンプ運転手に目視確認させる。 ④ ゲートの設置位置を検討し架空線より3.7mを9mに変更した。なお請負者はゲートを2箇所設置し、この位置には誘導員を配置し市道まで誘導することとしている。 ⑤ 双方の元請けによる協議(前日に搬出側、受入側にて作業内容、機械配置、稼働車両台数、誘導員の配置位置、注意すべき事項やその位置を図面に記し書面にて打合せを行う。)を行い、作業配置に大きな変更がある場合、双方より安全設備等について提案がある場合、又は不明な点が生じた場合はお互いの現地にて確認を行う。また、看板については増設を行う。		
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・ダンプ運転の際に荷台が上がったまま走行しないように、安全教育やKY活動等にて指導・徹底を行い、架空線等の注意箇所についても周知徹底を図る。 ・高さ制限装置の設置位置は、支障となる架空線(電力、NTT等)の切断防止に有効な範囲内で距離をとって設置する。(接触してから停止するまでの距離を可能な限り長く確保)		

## 事故状況図



事故種類	一般事故	発生日時	平成21年12月17日 9時45分		
事故区分	公衆災害	年齢性別	-	職種	-
被災程度(全治)	歩行者用信号灯器 1基				
事故概要	排水構造物設置工事において、埋め戻し作業を行っていた。上空に歩行者用信号が確認されていたため、監理技術者自ら見張りを行っていた。BH0.1m3により埋め戻し材を2tダンプより掬い上げ、ブームが上がった状態で埋め戻しのため旋回していたところ歩行者用信号灯器に接触し破損・落下させた。見張員(監理技術者)が声をかけようとしたが間に合わなかった。 落下に伴う被災者は無かった。また、交差点内の他の信号への影響も無かった。				
40 事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況をふまえた事前打ち合わせ不足</li> <li>・重機の使用(配置計画を含む)の検討不足</li> <li>・作業手順(運転手と見張り員との合図方法を含む)の検討不足</li> </ul>				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業開始前の危険箇所の再確認(事前打ち合わせの徹底)</li> <li>・現地条件に対応した作業機械等の使用方法(配置計画を含む)の再検討</li> <li>・架空線カーバーや三角旗等ができない箇所には専任の上空監視員の配置と合図の徹底</li> </ul>				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支障物件の周辺には重機等を進入させない。</li> <li>・上空施設がある場合には、のぼり旗、目印表示等を設置する。</li> <li>・上空施設事故防止対策の監視員を適切に配置するとともに、関係者への安全教育等を指導・徹底する。</li> </ul>				

## 事故状況図

